

# 持続可能な除雪について考えよう！



今年6月に実施した町内会長との意見交換会や、コールセンターおよび市ホームページに寄せられたご意見の分析、他都市の除雪方法の調査などを踏まえて、今冬は次のとおり除雪を実施することにしました。

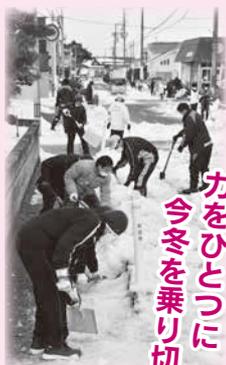
●問い合わせ▶生活総務課☎(888)5622 道路維持課☎(888)5751



## ◆10cm以上の降雪の場合は、すべての除雪対象路線を除雪します

- ▶地域(※)により雪の量が違う場合は、除雪する地域としない地域に分かれます  
※市内11地域…北部、土崎・外旭川、中央の北、中央の南、東部の北、東部の南、西部、南部、御所野、河辺、雄和
- ▶同じ地域内で除雪する道路としない道路に分けることは、原則ありません

## ◆10cm未満の降雪の場合でも、吹きだまりなど車の通行が困難なときは臨機応変に除雪します



力をひとつに  
今冬を乗り切ろう！

▼路上放置車1台で、作業が中止になるなど地域全体が迷惑することがあるので、やめていただくようお願いいたします

▼除雪中に自宅敷地の雪を道路に出すことは法律違反であり、除雪作業が大幅に遅れるので絶対にやめましょう

▼除雪車通過後に、道路に面した家の間口に残った雪は、各世帯で取り除くようご協力願います



▼除雪後に道路の角などに残った雪山のうち、交通安全上支障となるような雪山は後日撤去します。それまでは、車の通行に多少の不便を感じる場合があることをご理解ください

この除雪を確実に実施するため、今まで以上に、みなさん一人一人のご理解とご協力をお願いいたします



「市民協働による除雪」に取り組む団体などの活動に、支援を行います

町内会などの地域団体や市民一人一人が、地域社会をともに支えている一員であるという意識を持つて「市民協働による除雪」に取り組むことは、将来の秋田市を考えると非常に大切な要素です。市はそのような活動に対して次のおり支援を行います(募集日程や問い合わせ先など詳しくは5ページをご覧ください)。

◆冬期間を通して、町内会などに小型除雪機を貸し出し▶5ページの②  
：貸し出し台数は26台程度。市が指定場所へ配達し、回収も行います

◆短期間、町内会や個人などに小型除雪機を貸し出し▶5ページの③  
：貸し出し台数はコミセンなどに配置する32台。市が指定時間に指定場所へ配達し、回収も行います

\*小型除雪機は台数と1日の運搬回数に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

◆町内会や地域の団体などの有償ボランティアによる除雪へ補助  
：冬期間を通して私道を除雪する地域団体などに対して400円/区、最大10万円まで支給します。詳しくは今後の広報あきたでお知らせします

# ゆき対策 万全に

市では、今年も雪に関するさまざまな支援策を実施します。本格的な降雪シーズンの前に、準備を万全にして今冬を迎えましょう。

①②⑤の申込書は、市ホームページからダウンロードできます。市ホームページの検索画面で、広報ID番号を入力してください

道路維持課(11月中旬から道路除排雪対策本部)は市役所3階です  
申し込み・問い合わせは、平日午前8時30分～午後5時15分をお願いします



## 1 個人所有の小型除雪機へ燃料を支給します

**対象**▶町内会やボランティア団体などが、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積所などを除排雪する場合

**支給量上限**▶1団体あたり年度内400リットルまで

**支給時期**▶作業実施時に随時(3月末まで)

**申し込み**▶12月1日(金)から道路維持課または各市民サービスセンターへ  
**問い合わせ**  
道路維持課 ☎(0888)5751

広報ID番号 1007327

## 2 小型除雪機などを無料で貸し出します(12月から3月まで通して貸し出し)

**貸出機器**▶小型除雪機(ハンドガイド式除雪機、歩行型ローダ)

**対象**▶12月から3月までに、町内会やボランティア団体などが、市の除雪対象路線のうち、地域の生活道路や歩道などを200坪以上除雪する場合  
**申し込み**▶10月24日(火)から11月10日(金)までに道路維持課へ  
**問い合わせ**  
道路維持課 ☎(0888)5751

広報ID番号 1007327

## 3 小型除雪機を無料で貸し出します(短期間貸し出し)

町内会など地域住民で組織する団体などに小型除雪機(ハンドガイド式除雪機)を無料で貸し出します(最長1日)。燃料費は市が負担します。市が指定時間に指定場所へ配達し、回収も行います。貸出期間や申込方法など詳しくはお問い合わせください。



**問い合わせ**  
生活総務課 ☎(0888)56255

## 4 道路除雪後の間口に残った雪の塊を寄せます

毎年事前登録が必要です

**対象**▶市が除排雪作業を行う道路に面した戸建住宅にお住まいで、おおむね65歳以上の高齢者のみ、または身体の不自由な方のみで、自力で雪寄せができない世帯

\*自力で雪寄せができるかたが同居している場合は対象外です。

\*今年度から重い塊にならないよう初期除雪を実施しますので「自力で寄せることが困難な雪の塊が残った場合」のみ雪寄せします。

**事前登録**▶10月30日(月)から11月17日(金)までに道路維持課へ  
**問い合わせ**  
道路維持課 ☎(0888)5751

広報ID番号 1007327

## 5 空き地を小規模堆雪場にご提供ください

おおむね150平方メートル以上の住宅地内の空き地を12月から3月までの間、地域の堆雪場として町内会などに無償で貸していた場合、その土地の翌年度の固定資産税の一部を免除します。

**申し込み**▶10月24日(火)から11月20日(月)までに道路維持課または各市民サービスセンターへ  
**問い合わせ**  
道路維持課 ☎(0888)5751

広報ID番号 1007332

## 6 高齢者宅へ自宅敷地内の雪寄せ援助員を派遣します

降雪期になると申請の手続きが混み合います。申し込みは早めにおこなってください。

**対象**▶日常生活上の援助を要するおおむね65歳以上のひとり暮らしなどで、雪寄せ援助が必要な方

**支援内容**▶玄関から道路までの通路の雪寄せ。1週間に2回まで。利用料は1回1時間以内で320円

**事前登録**▶お住まいの地区の地域包括支援センターへ。「高齢者雪寄せ支援事業」の申請が済んでいるかたは、秋田市シルバー人材センターへ。 ☎(0888)59000

**問い合わせ**  
長寿福祉課 ☎(0888)56688